

「フラワーリレー（仮称）」セレモニーイベント運営及び映像撮影等制作業務仕様書

1 業務名

「フラワーリレー（仮称）」セレモニーイベント運営及び映像撮影等制作業務

2 事業の目的

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西大会の機運醸成のため、大会を開催する 13 の府県政令市において、「地域の想いを花に託して開会式に届ける」というコンセプトの下、花を受け渡す「フラワーリレー（仮称）」セレモニーイベントを 2020 年度内に実施する。

このセレモニー模様の映像と、各府県政令市の競技会場、観光名所の映像を繋いだ動画を作成し、2021 年 5 月 14 日の開会式のステージパフォーマンス演出につなげる紹介映像として披露する。

3 契約概要

(1) 事業者選定方法 制限付一般競争入札による

(2) 履行期間

契約締結日から 2021 年 4 月 30 日

※5月14日の開会式の舞台イベントは、イベント進行、撮影ともに本業務には含まない。

※組織委員会への映像納品期限を3月末とし、4月中に開会式イベント業者とのすり合わせによる校正期間を含めて、契約期間は4月30日を終期とする。

(3) 留意事項

① 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また進捗状況は綿密に報告すること。

② 受託者は、制作における必要な人員、スタジオ、機材等を確保すること。なお撮影に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、すべて契約金額に含むものとする。

4 業務内容

(1) フラワーリレー セレモニーイベントの企画・運営および撮影

13 の開催府県政令市（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）において、2020 年度を通じて各 1 回計 13 回、既存のイベント（以下「既存イベント」という。）の場を活用し、1 コマ 10 分程度の所要時間を用いて、当該府県政令市を象徴する花を、主催団体の府縣市代表者から大会マスコット「スフラ」（以下スフラという。）へ手渡すセレモニーの企画・運営および撮影業務をいう。

なお、周知及び広報に関する業務、府縣市代表者・アンバサダーの手配に関する業務、ステージ・観客席の会場レイアウト・設営・撤去に関する業務、生花の調達・管理業務、ブース等設置業務、駐車場管理及び警備等に関する業務、は本委託業務から除くものとする。

①イベントの企画・準備

各府県政令市における既存イベントステージプログラムの1コマ 10分程度を用いて、府縣市代表者（1名）、大会アンバサダー（著名人1名）、スフラ1体、既存イベントの司会者（1名）の登壇による花のパスセレモニーを実施する。

既存イベントの主催者・運営関係者と折衝・調整を行いながら、ステージプログラムの企画・準備に係る業務を行うこと。

<業務項目>

ア 当日のステージプログラムのコマ割りの確保に関する調整

イ パスセレモニーの実施マニュアル及び進行台本（全体及び各地別）作成

ウ 司会者による進行の調整

②イベントの運営・記録撮影

既存イベントの主催者・運営関係者と折衝・調整を行いながら、ステージプログラムの運営および記録に係る業務を行うこと。

<業務項目>

ア 運営ディレクター、進行ディレクター、出演者アテンド要員各1名以上の配置

イ 会場での進行リハーサル

ウ 撮影に必要となる要員（撮影ディレクター、カメラマン及びカメラアシスタント等）の配置

エ 必要な撮影機材一式の調達・確保

オ スフラの着ぐるみ演者の手配

（キャラクターの動き方等に関する事前の演技調整日含む）

カ 全会場、2カメラ以上を用いたパスセレモニーの動画撮影

キ 静止画（写真）撮影

〈既存イベントの予定一覧〉

開催月	イベント名（府縣市）	開催場所
令和2年4月（4日）	京都さくらよさこい（京都市）	岡崎公園
5月（3日）	平城京天平祭（奈良県）	平城宮跡朱雀門ひろば
5月（29日）	グラウンドゴルフ国際大会 （鳥取県）	グラウンドゴルフのふる里公園 「潮風の丘とまり」
5月（30日）	【仮称】花のフェスタこうべ （神戸市）	ノエビアスタジアム神戸

5月(31日)	TOKUSHIAMA スポーツフェスティバル (徳島県)	アステイ徳島
6月	未定：堺市内	
6月	未定：京都市内	
9月 ※日時未定	花みどりフェア(兵庫県)	淡路夢舞台
令和3年2月(7日)	紀州口熊野マラソン(和歌山県)	上富田文化会館文化ホール
2月(7日)	「ふるさとの日」イベント(福井県)	福井県県民ホール「アオッサ」
2月(28日)	びわ湖レイクサイドマラソン(滋賀県)	浜大津港
2月	未定：大阪府内 (大阪市・堺市以外)	
3月	未定：大阪市内(大阪市)	

(2) フラワーリレー映像制作

フラワーリレー映像制作は、開催府県政令市毎に、花を持ったスフラが競技会場と観光名所を巡るランニング(リレー)映像を撮影し、その映像とパスセレモニーの映像を効果的につないだ映像作品の制作業務をいう。

①ランニング(リレー)映像撮影

開催府県政令市毎に、競技会場、観光名所を各2箇所以上と、全てラストは開会式会場である岡崎公園(京都市)に到着するシーンを、現地において、天候等の適切な日時に、花を持ったスフラによるランニング(リレー)映像を撮影する。スフラをブルーバックで撮影し、合成編集する方法も可とする。

なお、撮影に用いる生花については、撮影日時等調整しながら、委託者が調達する。

<業務項目>

- ア 府県政令市毎に競技会場、観光名所を各2ヵ所以上と岡崎公園到着シーンの撮影
- イ 撮影に必要となる要員(撮影ディレクター、カメラマン及びカメラアシスタント)の配置
- ウ 必要な撮影機材一式の調達・確保
- エ ご当地スフラ1体の着ぐるみ演者の手配
(キャラクターの動き方等に関する事前の演技調整日含む)
- オ 被写体となる施設等への撮影申し入れ、許可申請
- カ ロケハン
- キ その他、撮影に付随する全ての必要な業務

②映像編集

パスセレモニーイベントの映像とランニング(リレー)の映像を効果的につないだ映像コンテンツを編集する。①に記載の通り、スフラをブルーバック撮影し、風景動画と合成編集する方法も可とする。

<業務項目>

府県政令市毎に3分前後の編集映像の作成。

編集する映像は、カメラを複数台用いる等、視聴者の関心を引くような映像とすること。また、撮影にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、地域住民や観光客、施設利用者への迷惑にならないよう、十分に配慮すること。

本事業の成果物は、大会ホームページ等での動画配信や報道機関等への提供等も想定していることから、被写体となる施設等にはこの旨の同意も併せて取得すること。

5 映像データの納品（成果品）

納品する映像データ仕様は以下のとおりとし、デジタルデータを収納するハードディスク1個に保存する。

- ・解像度・画面サイズ : 1920×1080 画素
- ・映像フォーマット : mp4 および H.264 コーデック
- ・フレームレート : 29.97fps（もしくは 30fps）
- ・音声フォーマット : 48kHz 16bit WAV

6 納品期限

2021年3月31日（水）

納品後も契約終期までは、加工修正等の依頼に応じるものとする。

7 納品場所

ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会 事務室

〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 23 階

担当：交流部 水野

8 使用目的及び使用範囲

(1) 使用目的

本映像作品はワールドマスタースゲームズ 2021 関西 開会式での使用を目的として、(公財)ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会から委託若しくは許可を得た者が使用することができる。

(2) 使用範囲

期間、地域、媒体については限定しない。

(3) 目的外使用

成果物の目的外利用については、委託者及び受託者の協議により決定する。

9 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

10 その他特記事項

- (1) この業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の履行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打合せをおこなうものとする。
- (3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 受託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託事業を第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。